

公益社団法人札幌中法人会
入会及び退会規程

公益社団法人札幌中法人会 入会及び退会規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人札幌中法人会（以下「本会」という）定款第6条及び第10条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第 2 条 本会の正会員又は賛助会員として入会しようとする法人又は個人に対しては、別表1に掲げる事項を主たる内容とし、理事会が別に定める入会申込書の提出を求めることとする。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取り扱い)

第 3 条 本会への入会者は、会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から、理事会が別に定める変更届出の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(退会事由及び手続)

第 4 条 会員は、別表2に定める退会届出を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第10条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格喪失した場合は、退会と同じく会員名簿を抹消する。

3 第1項又は第2項の規定により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することができないものとする。

(再入会)

第 5 条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分の支払がない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めない。

(改 正)

第 6 条 この規程の改正は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

附 則

この規程は、公益社団法人札幌中法人会設立の登記の日から施行する。

別表1 「入会申込書」の記載事項

法人会員の場合	個人会員の場合
1 会員の種別（正会員又は賛助会員）	1 会員の種別・賛助会員
2 会社名、事業所又は支店の場合には 事業所名又は支店名	2 氏名（押印を要する）
3 代表者名（押印を要する）	3 住所
4 会社の所在地及び事業者又は支店の 所在地	4 電話番号及びFAX番号
5 会社の電話番号及びFAX番号	5 事業開始年月
6 会社設立年月日	6 業種
7 資本金	7 その他参考事項（経理担当者、関 与税理士等）
8 決算月	8 個人情報公開についての同意又は 不同意
9 業種	
10 その他参考事項（事務担当者、関与税理士等）	
11 会費納入の自動振替申込書希望の有無	

別表2 「退会届」の記載事項

法人会員の場合	個人会員の場合
1 会員の種別（正会員又は賛助会員）	1 会員の種別・賛助会員
2 会社名、事業所又は支店の場合には 事業所名又は支店名	2 氏名（押印を要する）
3 代表者名（押印を要する）	3 住所
4 会社の所在地及び事業所又は支店の 所在地	4 電話番号及びFAX番号
5 電話番号及びFAX番号	5 退会事由 経費節減、廃業・休業、倒産、 メリットなし、その他の事由
6 退会事由 経費節減、廃業・休業、倒産、合併、 メリットなし、その他の事由	